

四、議案の訂正について(別添参照)

五、陳情書の取り下げ願について(別添参照)

六、資料の送付について(別添参照)

○議長(田村市郎君) 以上で報告は終わりました。

○議長(田村市郎君) 本日の議事運営については議会運営委員会において検討されておりますので、副委員長から報告を願います。

(議会運営副委員長 村尾栄次君登壇)

○議会運営副委員長(村尾栄次君) 本来ですと委員長が報告すべきでございしますが、病気のため議会運営委員会を欠席されましたので、私の方から、去る十六日に開催いたしました会議の結果について報告をいたします。まず日程でございしますが、すでに各委員会が審議した議案が多く、新しく上程される議案は期末手当の条例二件、意見書二件、陳情書一件、陳情書の取り下げ一件の計六件であり、日程についてはお手元の日程表のとおり編成をいたしました。なお、期末手当の条例につきまし

ては、すでに各委員会において理事者の報告もされておりますので、この際、本日程として編成をいたしました。

次に、新しく上程された議案の取り扱ひであります。日程第二十九厚生省の食品行政に関する陳情書を厚生委員会に付託するほかはすべて即決をお願いすることになりました。

また、日程第十八から第二十二までの五議案についてはいずれも関連のある陳情書の審査報告でありますので一括して審議を願うこととし、日程第一の陳情書の取り下げ願と日程第二十九の陳情書に対する本会議における朗読についてはすでに議案が配付されておりますので省略することになりました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側からの申し入れがあり、議会として御協議願うことがありますので本会議終了後に開催することにしたしました。

以上でございしますが、本年の最後になりました本日の会議が円滑に終了いたしますよう議員各位の御協力をお願いし、報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) だいま副委員長から報告されたとおり今日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長(田村市郎君) これより日程に入ります。

日程第一 陳情書の取り下げ願についてを議題といたします。

本件は目下総務委員会において付託審査中となっております陳情第五十八号 郡宮武蔵野台二丁目団地(仮称)建設計画に関する陳情書について、陳情者代表より取り下げ願が提出されたものであります。

朗読は省略いたします。

お諮りいたします。

本件は願ひ出のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって本件取り下げ願ひは承認することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二 議案第九十七号 福生市税賦課徴収

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君 登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でございますので、議案第九十七号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の当委員会の審査概要を御報告を申し上げます。

なお、お手元御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者より議案説明の後に質疑に入りました。

委員より、五十八年度市民税の減税分を五十九年度に七千円を控除にプラスをするというところで、実質的には五十九年度の減税分ということに課税客体が五十八年と五十九年度という違いがある。その見解はどのようになっているのかという質問がありました。

理事者より、五十八年度に課税したものであるが、国としてはあくまでも五十八年度分については五十九年度も課税をするものについての適用しようということですから、答弁がありました。

採決をいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

当委員会報告どおり御可決くださいますようお願いいたします。審査報告いたします。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

○これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○十一番(原敏子君) お尋ねしたいんですけれども、この減税の各それぞれ七千円ずつが加算されるわけですが、控除額として、福生市民の一人当たりがどのくらいの減税になるか、そういう質疑が出ましたかどうか。

○十七番(東田正治君) 質疑はありませんでした。

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番原敏子君。

(十一番原敏子君登壇)

○十一番(原敏子君) 議案第九十七号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について日本共産党を代表いたしまして反対討論をいたします。

本条例の一部改正は昭和五十八年度分の個人の住民税にかかるとる負担の軽減を図るために昭和五十九年度分の住民税に限り配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額にそれぞれ七千円を加算した金額を控除しようというものです。

日本共産党は減税に対してもとり反対するものではありませんが、今回のこの条例の一部改正については賛成できるものではありません。この減税実施時期は五十九年の五月以降となり、この時期には自民党政府は

増税を推し進める準備をしております。(そんなことはないと呼ぶ者あり)  
国税では酒税の二割引き上げを初の、物品税や印紙税などの各種の間  
接税であり、地方税では運転免許税の創設、自動車税、軽自動車  
税などの引き上げであります。これらはいずれも所得の大小にかかわらず  
国民各世帯がほぼ等しく負担するものであり、まさに大衆課税であり  
ます。四人世帯で計算すれば、国税で二万四千元、地方税で一万円を負  
担増となります。

このように、せっかく減税しても、しかも雀の涙程度の減税では、減税ど  
ころか増税となってしまいます。いま、自民党政府が進めているこの方向  
ではますます国民を苦しめることは目に見えています。軍事費を削るの  
ではなく大企業優遇を改めるわけでもないのに財源の保証もないままに減  
税と言うのはこの減税分を国民への増税で賄おうとしているのであります。  
本条例の一部改正については目先は減税であります。実際には増税と  
なり、勤労国民にとって最低税率の引き上げなども行い、まさに二重の増  
税である本件に対して賛成できるものではありません。減税をするのは

当然の国民の要求であります。軍事費を削り大企業の優遇を改め  
て大幅減税を行い五十九年度の増税をすべきでないとし述べまして、簡  
単ですが、私の反対討論といたします。

○議長(田村市郎君) 次に、賛成者三番村野和一郎君。

(三番 村野和一郎君登壇)

○三番(村野和一郎君) 本条例に対する賛成討論をいたします。

本条例につきましては、さきの臨時国会におきまして昭和五十八年度の所得  
税が一千五百億円減税となり、それに伴う住民税についても六百億円の減税  
があるわけでございます。それに伴いまして福生市のこの賦課徴収条例の  
一部を改正するものが本条例でございますので、これは福生市民全員が賛成  
というのか、願い願っているものでございます。よって一日も早く本条例が可決  
されることを私は期待するものでございます。

以上、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(田村市郎君) 以上で討論を終ります。

これより議案第九十七号について起立により採決いたします。

本会に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。よって議案第九十七号は、委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第三議案第八十一号 福生市郡市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第八十一号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本会には福生市郡市公園条例の一部を改正する条例でありまして、第一条には地番の変更と公園の地名、東野公園と改める条例であります。第二条は換地処分後の翌日より施行する条例でありまして、昭和五十九年三月一日より施行するとの説明があった後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり決定くださいますようお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終ります。

○議長(田村市郎君) 以上で議案第八十一号について採決いたします。

本会に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第八十一号は、委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第四議案第八十二号福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例を議題といたします。

本委員については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第八十二号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本委員は、本案審査の前に現地を視察した後、審査に入りましたが、この

条例は昭和五十九年三月一日より施行することになっていますが、現在使用しているのはなぜか。 現在、駅前の工事をしているので臨時に使用している。

また、その条例の第六条の使用料の返済しないという条例と第十條の第一項第一号の「市の必要により駐車施設の使用許可を取り消したとき」という条例は、条例の第三号の規定は書く必要がないと思うという質問がありました。 十條は施設、または現場における運用上に関する条例であり、いわゆる適用条例と違っているということである。 そして、第六條の第一号を適用されるのは第十條の三号が——十條の一号と二号は使用者側の行為に対する制限事項であり、市側の都合上のもので設けておかないと制限がかけれないので設けた。 したがって、六條の一号は十條の三号を受けていることが適当と考へ、設けた。

また、十條の四号は市の条例外でのタクシー会社二社と約束していることがあるが、私有地での営業行為を積極的に行ったような場合にはこの十條の四号を適用されるという条例であるとの答弁があり、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり決定くださいますようお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第八十二号について採決いたします。

本会本に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会本は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は、

委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第五議案第八十三号昭和五十八年度福生

市一般会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本会本については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず、総務委員長

東田正治君。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でござりますので議案第八十三号昭和

五十八年度福生市一般会計補正予算(第四号)、歳入及び歳出予算のうち総務委員会所管分の審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

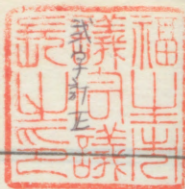
(議案審査報告書)別添参照

まず、審査方法といたしまして歳入全般と繰越明許費、地方債補正について審査をし、その後、歳出の交通安全対策費を除く総務費、土木費の中の住宅費、公債費、諸支出金、予備費、それから教育費の順に審査をいたしました。

まず、理事者の議案本の説明の後に質疑に入りました。

委員より、市営住宅の今後の建てかえ計画の見通しはどうか。また、市営住宅には所得基準以上の方が五十一人もおり、これは入居者の五一名に当たる。このうち月額二十万六千円以上の所得があり、立ち退きに該当する者が十五人もいる。市営住宅本来の目的に合った運営をお願いしたいと思うが、市長の見解を伺いたいとの質問に対しては、理事より、現在、八十五戸取り壊しが完了している。さらに、本年度に三戸取り壊ししている。それから、国や都の補助等の関係もあるが、六十年間に現在建てている鉄骨の市営住宅の上の方に三階建て十八所帯分が計画で一棟建設したいという考えを持っている。そこで、さらにできた後に二戸ほど撤去できない人がいるのでそこに一棟建設したらそこに一応入っていたら、その後、二棟引き続き建設ができる見通しとなっているとの答弁の後に、市長より、市営住宅は本来低所得者に提供するのが目的であり、できるだけ公平な目で見て今後の経営を考えていきたいとの見解が述べられました。

さらに委員より、市民税について五十八年度の見通しはどのようなようになってい



るのかとの質問もありました。理事より、市税は多少徴収率はアップしたり税務署の修正、構成を見て法人、個人に合わせて二千五百万円前後伸びるのではないかと予測をしているとの答弁がございました。次に、歳出においては、委員より、今回、都市施設整備基金で二億八千万円程度積み立て、公債費において一億二千六百万円償還するといふことで、まことに結構だが、市民要望を考えたとき歳出面においても検討を要するのではないかと質問がありました。これに対して、理事より、考え方としては最近の傾向として財政調整基金を設けている傾向があるが、財政運営に心配ないようにするには一億六億円ぐらい必要と考えている。また、都市施設整備基金とはある程度の見通しをつけて福祉行政、あるいは行政面では文化的な生活を営ませるといふことになる。とそういう財源もある程度考えなければならぬ。また、来年度あたりは減税等も含めて防衛補助も減額になっていく関係もあわせてその財源等考えたときに市民サイドに立った考え方からするとかなり投資をしなければならぬが、財源的にある程度確保しているので五十九年度の行財

政を見ながら今後もやっていきたいと考えているとの答弁がなされました。  
さらに、委員より、来年度から単独事業が多くなるということから考  
えらるる財政運営上きわめて不利となる。したがって、補助事業にかなり重  
点を置いてやっていくべきだとの、その点、配慮を願いたいとの要請がありま  
した。

採決をいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと  
決定をした次第でございます。

当委員会の報告があり、御可決くださいますようお願い申し上げまして、  
審査報告といたします。

○議長(田村市郎君) 次に、建設委員長 加藤謹之助君。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、議案第八十三号  
について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。  
(議案審査報告書) 別添参照

○議長(田村市郎君) 次に、厚生委員長 仲村清信君。  
(厚生委員長 仲村清信君登壇)  
○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので、議案第八十三号の  
厚生委員会所管分について委員会における審査概要を御報告申し  
上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

○議長(田村市郎君) 次に、厚生委員長 仲村清信君。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので、議案第八十三号の  
厚生委員会所管分について委員会における審査概要を御報告申し  
上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

質疑に入りまして、まず、身体障害者福祉費百五十二万二千円の増額についての質問に對しまして、これは一名分の追加分で、この方は桜ヶ丘の更生園に入所されていたが、七月に福生市に転入して来た四十二歳の男性であるとの説明がなされました。

また、消防費の関係では消防指揮車の車種内容についての質問がありました。これは、消防団の方と相談して今回購入予定車にしたものと説明の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第八十三号について採決いたします。

本案に對する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は各委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第八十三号は、

各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第六、議案第八十四号昭和五十八年度福生市

国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君)

御指名がございましたので、議案第八十四号につ

きまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。